

◎医療保険制度の安定的運営を図るた

めの国民健康保険法等の一部を改正

する法律 (平成二十二年五月一九日法律第三五号)

一、提案理由(平成二十二年三月三十一日・衆議院厚生労働委員会)

○長妻国務大臣 ただいま議題となりました医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の医療保険制度においては、現在、各医療保険者の財政状況が非常に厳しくなっております。

その背景としては、経済状況の悪化により被保険者の収入が落ち込んでいること、高齢化等により医療費が増加していることが主に挙げられます。

また、市町村国民健康保険に対して講じている財政支援措置が平成二十一年度末で期限切れを迎えます。

さらに、後期高齢者医療制度において被用者保険の被扶養者

であった方に対する保険料の軽減措置も、多くの方について適用期限が切れることとなります。

したがって、このままでは、市町村国民健康保険、協会けんぽ、後期高齢者医療制度それぞれの平成二十二年度以降の保険料の大幅な上昇が見込まれるところであります。

このため、医療保険制度の安定的な運営を図るとともに、現下の厳しい経済状況の中で、できる限り保険料の上昇を抑制するために必要な財政支援措置等を講ずることとしております。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、国民健康保険制度においては、その財政基盤の強化を図るため、所得の少ない方の数に応じて市町村を支援する制度や、高額な医療費に対し国及び都道府県が補助する事業を継続することとしております。

また、一定額以上の高額な医療費の負担を市町村が共有する事業について、都道府県の権限と責任の強化を図った上で継続することとしております。

あわせて、国民健康保険事業の運営の広域化や財政の安定化を推進するため、都道府県が市町村に対する支援の方針を策定できるようにすることとしております。

また、保険料の滞納により世帯主に被保険者資格証明書を交付する場合、子供が安心して医療を受けることができるよう、

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律

中学生以下だけでなく、高校生世代にも、六カ月の短期被保険者証を交付することとしております。

第二に、健康保険制度においては、協会けんぽに対する国庫補助率について、平成二十四年度までの間は、従来の一三％から一六・四％に引き上げることとしております。

また、平成二十四年度までの間は、毎事業年度における財政均衡の特例を設けることとしております。

あわせて、被用者保険等の保険者が負担する後期高齢者支援金について、平成二十四年度までの間、その額の三分の一を、従来の加入者割から改め、いわゆる総報酬割とすることとしております。

なお、協会けんぽに対する国庫補助率については、その財政状況等を勘案し、平成二十四年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとしております。

第三に、後期高齢者医療制度においては、被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料の軽減措置について、当分の間、延長することとしております。

あわせて、都道府県に設置する財政安定化基金について、当分の間、これを取り崩して保険料率の増加を抑制するために充てることのできるようにすることとしております。

最後に、この法律の施行期日については、平成二十二年四月一日としております。

ただし、高校生世代に対する短期被保険者証の交付や協会けんぽに対する国庫補助率、後期高齢者支援金に関する規定については、平成二十二年七月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二十二年四月一五日)

○藤村修君 たいいま議題となりました医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民健康保険、協会けんぽ、後期高齢者医療の各制度について、保険料の上昇を抑制し、医療保険制度の安定的運営を図ろうとするものであり、その主な内容は、

第一に、国民健康保険制度に関して、所得の少ない者の数に応じて国等が市町村を財政的に支援する制度等について、平成

二十五年度まで継続すること、

第二に、協会けんぽに対する国庫補助率については、平成二十二年度から平成二十四年度までの間、千分の百六十四に引き上げること、

第三に、被用者保険等の保険者に係る後期高齢者支援金の額については、平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度において、その額の三分の一を標準報酬総額に応じた負担として算定すること、

第四に、後期高齢者医療制度に関して、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の減額措置について、当分の間、市町村及び都道府県が行う財政支援措置が適用される期間を延長すること等であります。

本案は、去る三月二十五日の本会議で趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会では、三月三十一日に長妻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二日から質疑に入り、十三日には参考人から意見を聴取し、昨日、民主党・無所属クラブ及び社会民主党・市民連合の二会派より、四月一日となっている施行期日を公布の日に改める修正案が、また、自由民主党・改革クラブより、被用者保険の後期高齢者支援金への総報酬割の導入を取

りやめること、協会けんぽの保険料率を平成二十一年度と同率に据え置くことができるよう、国庫は事業に要する費用の不足額を補助すること等を内容とする修正案が、さらに、公明党より、被用者保険の後期高齢者支援金への総報酬割の導入を取りやめること、政府は財政力の弱い健康保険組合の負担軽減を図るため、高齢者の医療費に係る国庫負担のあり方について検討するものとする規定を設けること等を内容とする修正案が提出され、各修正案について趣旨説明を聴取した後、自由民主党・改革クラブ及び公明党提出の両修正案について内閣の意見を聴取いたしました。次いで、各修正案及び原案について質疑が行われ、同日質疑を終局し、各修正案及び原案について順次採決を行った結果、自由民主党・改革クラブ及び公明党提出の両修正案はいずれも賛成少数をもって否決し、二会派共同提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決し、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由（平成二十二年四月一四日）

○青木委員　ただいま議題となりました医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、民主党・無所属クラブ及び社会民

主党・市民連合を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。修正の要旨は、原案において「平成二十二年四月一日」と

なっている施行期日を「公布の日」に改めることであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二十二年五月二日)

○柳田稔君 ただいま議題となりました二法律案のうち、まず、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、医療保険制度の安定的運営を図るため、国民健康保険制度における広域化等支援方針の策定と財政基盤の強化、協会けんぽに対する国庫補助率の引上げ、後期高齢者医療の保険料に係る負担軽減等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日に改める旨の修正が行われております。

委員会におきましては、国民健康保険の広域化及び財政支援の在り方、協会けんぽに対する国庫補助率の更なる引上げの必要性、後期高齢者支援金への総報酬割導入に伴う健康保険組合等の財政負担、医療保険の一元的運用の方向性等について質疑

を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、自由民主党を代表して丸川珠代委員より、後期高齢者支援金への総報酬割導入を取りやめること、平成二十二年において協会けんぽに対する国庫補助率を二〇％に引き上げること、協会けんぽの保険料率を平成二十一年度と同率にするための措置を講ずること等を内容とする修正案が提出されました。

次に、公明党を代表して山本博司理事より、後期高齢者支援金への総報酬割導入を取りやめること、高齢者の医療費に係る国庫負担の在り方について検討すること等を内容とする修正案が提出されました。

なお、両修正案は予算を伴うものであることから、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、政府としては両修正案に反対である旨の意見が述べられました。

次いで、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して石井準一委員より、自由民主党提出の修正案に賛成し、原案に反対、日本共産党を代表して小池晃委員より、両修正案及び原案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、まず、両修正案はいずれも

否決されました。

右決議する。

次に、本法律案につきましては、可否同数となりましたので、国会法第五十条により、委員長は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年五月二一日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずること。

- 一、後期高齢者医療制度及び前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整による拠出金負担によって、運営に困難をきたしている保険者に対する財政支援を、同法案の措置期限である平成二十四年度までの間、継続し、かつ更に充実すること。
- 二、国民健康保険制度については、広域化等支援及び適切な財政支援を行うこと。
- 三、高齢者医療制度に係る保険者間の費用負担の調整については、その再構築に向け、広く関係者の意見を聴取するとともに、若年者の負担が過大なものとならないよう、公費負担を

充実すること。

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律